

令和2年12月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年12月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年12月25日(金)午後1時30分から午後2時13分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(12人)

会長：1番：花野 隆雄

委員：3番：忠 貞夫

委員：5番：森田 謙

委員：7番：南波 雅子

委員：9番：馬場 勝

委員：11番：川上 勝之

委員：13番：今井 輝子

会長代理：2番：水澤 正明

委員：4番：榎本 太

委員：6番：田村 信秀

委員：8番：緒形 文一

委員：10番：西奈美 公平

農地利用最適化推進委員(7人)

委員：乙：17番：小泉 正

委員：築地：19番：白塚 幸二

委員：黒川：21番：今井 明

委員：中条：16番：佐藤 隆

委員：乙：18番：安城 守英

委員：築地：20番：小熊 威

委員：黒川：22番：小野 金一

4 欠席委員(3人)

委員：12番：松村 智

委員：中条：15番：志村 政美

委員：14番：阿部 実

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第5号議案 胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について

第6号議案 胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の任命について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年12月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は12名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、10番西奈美公平委員、11番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、11月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>11月25日から12月19日まで、人・農地プランの見直しに係る座談会が、築地新集落ほか8会場で開催され、報告のとおり8名の委員に出席していただきました。</p> <p>11月26日、平木田地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、馬場委員、安城委員に案件を審査していただきました。</p> <p>12月1日から2日まで、新潟県女性農業委員等研修会とにいがた女性農業委員の会総会が新潟市万代市民会館及び東映ホテルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>12月7日、宮瀬地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、榎本委員、白塚委員に案件を審査していただきました。</p> <p>12月18日、12月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様案件を審査していただきました。</p> <p>12月23日、胎内市農業再生協議会幹事会が市役所2階大会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が5件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、加賀新地内の田について売り渡すもので、面積は1,026㎡、売買価格は10a当たり約〇〇円、総額約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により、東川内地内の田について売り渡すもので、面積は223㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額約〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により、横道地内の田について売り渡すもので、面積は511㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額約〇〇円であります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人からの要望により、築地地内の田について売り渡すもので、面積は9,510㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>5番の案件は、譲渡人からの要望により、近江新地内の田について売り渡すもの</p>

	<p>で、面積は合計 1912 m²、売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 3 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 5 件であります。</p> <p>詳細につきましては、ただいま事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、宅地造成のための転用が 1 件、駐車場用地のための転用が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である西条町地内の畑において、宅地造成するための転用であり、譲渡人からの要望により、譲受人が寄宿舍として活用する空き家と一体的に使用するために申請するものであります。申請面積は 569 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p>

	<p>2番の案件は、柴橋地内の休耕田において、駐車場用地のための転用であり、申請面積は134㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>2ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、宅地造成のための転用が1件、駐車場用地のための転用が1件の、計2件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案は、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案は、採決のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第3号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の所有権移転を、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>1番の案件は、草野及び鷹巣地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期</p>

	<p>待できます。売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、平木田地内の田について、譲渡人より債務整理のため売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、高畑地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>4 番の案件は、宮瀬地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>5 番の案件は、宮瀬地内の田について、譲渡人は現在自作しておらず、後継者も居ないため、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>5 番の売買価格につきましては、砂利採取が行われたほ場で条件が悪く、収量も周辺の田より少ないということで、あっせん会議ではやむを得ないという判断の元、成立されたものであることを申し添えます。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果については、14 番阿部実あっせん審査委員長でございましたが、今日欠席でございますので、代わりに事務局よりあっせん結果の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 13 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>1 番の売り手は、現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 3 号議案の所有権移転の 2 番のあっせん審査結果について、9 番馬場勝あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>

9 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 2 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 26 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>2 番の売り手は、債務整理のため農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 3 号議案の所有権移転の 3 番から 5 番のあっせん審査結果について、4 番榎本太あっせん審査委員から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>第 3 号議案の所有権移転の 3 番から 5 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 11 月 24 日これを 3 番の案件、及び 12 月 7 日に 4 番と 5 番の案件を農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>3 番から 5 番の売り手は現在自作しておらず、農業後継者も居ないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>3 番から 5 番の買い手であります。認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題無く、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格ですが、3 番から 4 番については売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。5 番につきまして、私としては地域の価格という線を崩したくないとのことで買い手との話し合いを持ちましたが、現場を確認してくれとの申し出がありましたので買い手と一緒に確認しました。非常に砂利で条件が悪く収量が他の田よりも落ちるという話でありまして、仕方ないでしょうという話から〇〇円という価格設定になりました。あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第 3 号議案の所有権移転の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 3 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案の利用権設定について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。 第 3 号議案の利用権設定は、労力不足により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 9 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 16 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 38 件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 64 件であります。 1 番から 6 番は、農地中間管理機構と 10 年間から 15 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 18,000 円から 20,000 円であります。 議案書 5 ページをお願いします。 7 番から 9 番は、農地中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 8,000 円であります。 10 番から 12 番は、労力不足により農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 13,300 円から 16,900 円であります。 議案書 6 ページをお願いします。 13 番から 18 番は、労力不足により認定農業者等に 2 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,400 円から 16,000 円であります。 18 番から 20 番までの譲受人については、五泉市で農業経営をされており、胎内市に参入される方であります。 議案書 7 ページをお願いします。 19 番から 24 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 8,900 円から 10,100 円、または JA 仮渡金 70 kg 相当額、コシヒカリ 36kg から 52kg であります。 議案書 8 ページをお願いします。 25 番は、労力不足により認定農業者に 7 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 30kg であります。 26 番から 30 番は、労力不足により農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 17,200 円から 26,000 円であります。</p>

	<p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>31 番から 36 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 16,000 円から 20,000 円であります。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>37 番から 42 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 15,000 円から 16,000 円、またはコシヒカリ 60kg からコシヒカリ 90kg であります。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>43 番から 48 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 6 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 7,000 円から 14,000 円であります。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>49 番から 54 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 1,600 円から 13,000 円であります。</p> <p>議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>55 番から 60 番は、労力不足により認定農業者に 2 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 61kg からコシヒカリ 80kg であります。</p> <p>議案書 14 ページをお願いします。</p> <p>61 番から 63 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 17kg からコシヒカリ 60kg であります。</p> <p>64 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の使用賃借権を設定するものであります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、労力不足により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 9 件、労力不足等により賃借権を新規に設定するものが 16 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 38 件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 64 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>

4 番	18 番から 20 番までの 3 件ですが、譲受人の呼び方と、この 3 件合わせて 3 町近いんですけども、先ほどの説明ですと五泉の方とのことですが、作物は何を作るのか、分かりましたらお願いします。
事務局	<p>先ほどの件ですが、呼び方については永住権を持った外国籍の方でありまして、住民票記載はこの表記のとおりで、申出書などで通っている名前は〇〇さんです。永住権を取得しており、五泉に農地を持っている方です。</p> <p>作物につきましては、根菜類ということで、大根や人参を作付けする計画とのことです。</p>
4 番	わかりました。
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 15 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、平木田地内において共同墓地駐車場が狭隘(きょうあい)で通行の支障となるため、共同墓地の駐車場を整備するため、農用地区域から除外するものであります。</p> <p>1 番の申請地は、農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。そのため、当案件は農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第 4 号議案の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、1 件であります。</p>

	<p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられることから、事前審査会では特に支障はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>第5号議案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、市に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。意見については11月総会後に意見書策定委員会を開催し、この度意見書として取りまとめましたのでお諮りするものであります。</p> <p>議案書17ページをお願いします。</p> <p>意見書のⅠ番につきましては、農業委員会事務局の人事に関するものです。</p> <p>Ⅱ番の1につきましては、法人化など農業経営に関するPRについて、2につきましては、制度や支援策の情報提供についてです。</p> <p>Ⅱ番の3につきましては、国の食料・農業・農村基本計画にも位置付けられた中小・家族経営など多様な経営体の支援に関することについてです。</p> <p>Ⅱ番の4につきましては、多面的機能支払交付金の活用支援について、Ⅱ番の5につきましては、遊休農地対策と併せた鳥獣害対策について、Ⅱ番の6につきましては、公共施設に対する病虫害対策の働きかけについてです。</p> <p>この意見書については総会で承認いただいた後、日程調整を行い、会長から市長に意見書を提出する予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。 これに伴いまして、後日日程調整を行い、意見書を市長に提出いたしますのでよろしくお願います。 次に、第6号議案「胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の任命について」を議題といたします。 なお、3番忠貞夫委員、4番榎本太委員、9番馬場勝委員、10番西奈美公平委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。 また、本案件は私も関係していますので、審議終了まで退室させていただきます。 議事進行については水澤正明会長職務代理をお願いいたします。</p> <p>(花野会長及び議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>議長を交代します。 それでは、第6号議案について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案をご説明いたします。 議案書18ページをお願いします。 第6号議案は、農地利用最適化推進委員の候補者を評価するために設置する、候補者評価委員会委員の任命に関するものであります。 8月11日から11月30日までの間、農地利用最適化推進委員の募集を行った結果、合計で6名の方から応募・推薦がありましたことから、候補者評価委員会を開催し、候補者を審査し評価をするものであります。胎内市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会要綱の第3条第1項に「評価委員会は、委員6人以内で組織する。」、同条第2項に「委員は、農業委員会の委員のうちから、農業委員会が任命する。」、第4条に「委員の任期は、任命の日から農業委員会の委員の任期の末日までとする。」と定めてありますことから、花野会長、忠委員、榎本委員、馬場委員、西奈美委員の5名を令和3年3月31日までの間、農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員に任命いたしたく、皆さまにお諮りするものであります。</p>

	<p>委員の任命の基準につきましては、会長及び黒川、築地、乙、中条の各地区の農業委員1名とし、任期等を考慮いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第6号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p>(議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和2年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年12月25日

議 長 _____

10 番 _____

11 番 _____